

○京丹後市契約規則

平成16年4月1日

規則第72号

改正 平成17年2月3日規則第1号

平成17年6月27日規則第23号

平成18年3月30日規則第16号

平成19年2月7日規則第3号

平成19年4月1日規則第33号

平成21年2月27日規則第1号

平成21年4月1日規則第21号

平成22年3月18日規則第11号

平成23年2月18日規則第2号

平成24年8月8日規則第25号

平成24年12月28日規則第31号

平成26年10月15日規則第39号

平成28年1月26日規則第3号

平成28年3月31日規則第38号

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 一般競争入札

第1節 参加資格(第5条—第7条)

第2節 公告及び入札(第8条—第27条)

第3節 落札者の決定等(第28条—第34条)

第3章 指名競争入札(第35条—第40条)

第4章 随意契約(第41条—第45条)

第5章 せり売り(第46条)

第6章 契約の締結(第47条—第55条)

第7章 契約の履行

第1節 通則(第56条—第59条)

第2節 監督及び検査(第60条—第62条)

第8章 事務手続(第63条—第71条)

第9章 雑則(第72条—第75条)

附則

第1章 総則

(通則)

第1条 京丹後市(以下「市」という。)が締結する売買、賃貸、請負その他の契約に関する事務の取扱いに関しては、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)をいう。
- (2) 施行令 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)をいう。
- (3) 契約者 市と契約を締結する相手の者をいう。
- (4) 入札者 契約者となるため、入札をする者をいう。
- (5) 課 本庁組織の課、衛生センター及び市民局(京丹後市組織規則(平成16年京丹後市規則第2号)第3条第1項に規定する課、衛生センター及び市民局をいう。同条第2項の規定によりチームを置いた場合の当該チームを含む。)、会計管理者の補助組織の課、議会事務局の課、教育委員会事務局の課、消防本部の課、病院の管理課、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局並びに監査委員事務局をいう。
- (6) 課長 課の長をいう。
- (7) 契約事務担当課長 契約事務を分掌する財務部入札契約課の長をいう。

(契約事務の調整)

第3条 財務部長は、契約に関する事務の適正な執行を期するため、当該事務の処理について、必要な調整を行うものとする。

- 2 財務部長は、契約に関する事務の適正な執行を期するため必要があると認めるときは、課長又は法第180条の2の規定により委任若しくは補助執行させた職員に対し、その所掌事項に係る契約事務の状況について調査し、又は当該事務の処理について必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

(入札参加の排除)

第4条 市長は、競争入札に参加しようとする者が令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使

用する者についても、また同様とする。

第2章 一般競争入札

第1節 参加資格

(参加資格)

第5条 市長は、必要があると認められるときは、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況に関する事項について一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めることができる。

2 市長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について公示しなければならない。

(資格審査等)

第6条 市長は、前条第1項の規定に基づき、その者の資格の審査を行うとともに資格者の名簿を作成するものとする。

2 前項の規定により一般競争入札に参加する者の資格を審査したときは、申請者にその結果を通知するものとする。

3 第1項の資格者の名簿は、2会計年度有効とする。

4 市長は、必要があると認めるとき又は申請者に特別の事情があると認めるときは、前条の手續に準じて随時に資格の審査を行い、資格者の名簿の追加を行うことができる。

(特別に定める参加資格)

第7条 市長は、一般競争入札に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争入札を適正かつ合理的に行うため、特に必要があると認めるときは、前条の規定に基づく資格者につき、更に当該競争入札に参加する資格を定め、その資格を有する者により当該競争入札を行うことができる。

第2節 公告及び入札

(入札の公告)

第8条 市長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日(市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下「市の電子計算機」という。))と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札(以下「電子入札」という。))にあつては、入札期間の初日)の前日から起算して少なくとも10日前に公告するものとする。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

(建設工事等指名選考委員会への付議)

第9条 市長は、工事、製造若しくは修繕の請負契約及び物品の購入その他の契約のうち、1件の設計金額が次の各号に掲げる額以上の場合において、前条の一般競争入札を行おうとするときは、別に定める市建設工事等指名選考委員会に諮らなければならない。ただし、緊急を要するとき又は市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 測量、建設コンサルタント等業務 1,000万円
- (2) 物品の購入 2,000万円
- (3) 前2号に掲げる以外の契約 3,000万円

(入札について公告する事項)

第10条 第8条の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 入札に付する事項及び電子入札を行おうとするときは、その旨
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約書案その他入札に必要な書類を示す日時及び場所
- (4) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (5) 入札の日時及び場所(電子入札にあっては、入札期間及び開札の日時)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、入札について必要と認める事項

2 前項の公告には、当該公告に示した一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を併せて明示するものとする。

(入札保証金)

第11条 市長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札者にその者の見積もる契約金額(単価による入札にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額。以下同じ。)の100分の5に相当する額以上の額の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、電子入札により市の公有財産及び物品の売払いを行うシステム(以下「公有財産売却システム」という。)に係る入札の場合は、入札保証金を予定価格の100分の10以上の額とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 入札者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札者が第5条の規定に基づく適正な参加資格を有する者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 公有財産売却システムによる一般競争入札の場合において、予定価格が30万円未満のとき。

(入札保証金の納付)

第12条 入札者は、前条の入札保証金を入札の公告において定められた期限、場所及び手続に従って納付しなければならない。

(入札保証保険証券の提出)

第13条 市長は、第11条第2項第1号の規定に基づき、入札保証金の全部又は一部を免除するときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(入札保証金に代わる担保)

第14条 第11条の入札保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債及び地方債
- (2) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が確実と認めるもの

(担保の価値)

第15条 前条各号に掲げる担保(以下「代用担保」という。)の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に定めるところによる。

- (1) 国債及び地方債 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件(明治41年勅令第287号)の例による金額
- (2) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が確実と認めるもの 市長が適正と認める金額

(担保提供の方法)

第16条 市長は、代用担保をもって入札保証金の代用をしようとする者があるときは、当該代用担保を入札の公告において定められた期限、場所及び手続に従って提出させなければならない。

(担保に添付する書類)

第17条 市長は、第14条第1号の国債又は地方債が代用担保として提供された場合において、当該担保が記名証券であるときは、売却承諾書及び白紙委任状を添付させなければならない。

(小切手の現金化等)

第18条 市長は、第14条第2号の小切手が代用担保として提供された場合において、契

約締結前に当該小切手の呈示期間が経過することとなるときは、会計管理者に依頼して、その取立て及び当該取立てに係る現金の保管をするようにし、又は当該小切手に代わる入札保証金の納付若しくは代用担保の提供を求めなければならない。

(予定価格調書の作成)

第19条 市長は、一般競争入札に付そうとする事項について、価格を予定したときは、予定価格調書を作成しなければならない。

2 前項の規定により予定価格調書を作成した場合は、当該調書を封かんし、開札場所に置かなければならない。

3 前項の規定は、入札前に予定価格を公表する場合には、適用しない。

(予定価格の決定方法)

第20条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。

ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約又は総額をもって定めることが不利又は不相当と認められる契約の場合においては、単価についての予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、入札に付する事項について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(入札の方法)

第21条 一般競争入札の入札者は、入札書(入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)を入札の公告において定められた所定の日時、場所及び方法に従って、市長に提出しなければならない。

2 代理人が入札するときは、入札書提出前に委任状を提出しなければならない。

3 市長は、郵便により入札書を受領したときは、その日時を記入して押印の上、開札時まで封のまま保管しなければならない。

4 入札書は、1人1通とし、入札者は他の入札者の代理人となることができない。

(電子入札の方法)

第21条の2 電子入札においては、入札に参加しようとする者は、その使用に係る電子計算機に入札書に記載すべき事項を入力し、当該入力する情報に電子署名(京丹後市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成20年京丹後市規則第9号)第2条第1号に規定する電子署名をいう。以下同じ。)を行い、当該電子署名に係る電子証

明書(同規則第2条第2号に規定する電子証明書をいう。以下同じ。)とともに当該電子入札の入札期間中に市の電子計算機に備えられたファイルに記録させなければならない。

- 2 公有財産売却システムによる入札並びに物品等の供給及び役務の提供に係る入札で、電子署名を行うこと及び当該電子署名に係る電子証明書を要しない電子入札（以下「簡易電子入札」という。）の場合は、前項の電子署名を行うこと及び当該電子署名に係る電子証明書の市の電子計算機に備えられたファイルへの記録を要しないものとするができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、電子入札の方法については、市長が別に定める。

（入札価格の表示効力等）

第22条 一般競争入札に付する事項の総額をもって落札を定める場合においては、その内訳に誤りがあっても入札の効力を妨げない。単価をもってこれを定める場合においては、その総額に誤りがあるときも、また同様とする。

- 2 総額をもって定める落札の内訳に不相当と認めることがあるときは、落札者にこれを訂正させなければならない。

（入札の無効）

第23条 次の各号のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者
- (2) 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者
- (3) 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者
- (4) 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字が誤脱し、若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書(電子入札(公有財産売却システムによる入札及び簡易電子入札を除く。)にあつては、金額、氏名その他重要な事項を入力せず、若しくは誤って入力して作成された電磁的記録又は入札者の電子署名若しくは当該電子署名に係る電子証明書のない電磁的記録、公有財産売却システムによる入札及び簡易電子入札にあつては、金額、氏名その他重要な事項を入力せず、又は誤って入力して作成された電磁的記録)で入札した者
- (5) 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した者

（入札無効の理由明示）

第24条 入札を無効とする場合においては、令第167条の8第1項の規定に基づく開札に立ち会った入札者に対し、その面前で理由を明示して入札無効の旨を知らせなければならない。

(入札保証金の返還)

第25条 入札保証金又は代用担保は、落札者に対しては契約保証金の納付後(契約保証金の納付に代えて担保が提供されている場合においては当該担保の提供後)、その他の者に対しては落札者の決定後これを返還する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金については、当該落札者の同意を得て、契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

(再度入札に対する入札保証金)

第26条 令第167条の8第3項の規定により再度の入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金(代用担保を含む。)をもって再度の入札に対する入札保証金の納付があったものとみなす。

(入札保証金に対する利息)

第27条 入札保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

第3節 落札者の決定等

(落札者)

第28条 売却及び貸付けの場合においては、予定価格以上の最高価格の入札者をもって落札者とする。

2 前項に規定するもの以外のものについては、予定価格以下の最低価格の入札者をもって落札者とする。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第29条 令第167条の10第1項の規定に基づいて落札者を決定することができる契約は、予定価格が130万円を超える工事又は製造その他についての請負の契約とする。

2 前項の規定による契約に関し、最低価格の入札者を落札者とせず、他の者を落札者と決定するときは、その理由を付さなければならない。

(落札の通知)

第30条 市長は、落札者が決定したときは、その旨を落札者に通知しなければならない。

2 前条の規定に基づいて落札者が決定したときは、前項の通知のほか、最低価格の入札者で落札者とならなかった者に対して必要な通知をするとともに、その他の入札者に対しても適宜の方法により落札の決定のあった旨を知らせなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、電子入札(公有財産売却システムによる入札を除く。以下この項において同じ。)により落札者を決定したときは、当該電子入札の落札者その他必要な事項についての情報を市の電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行うものとする。この場合において、当該情報が当該電子入札に参加した者の使用に係る

電子計算機に備えられたファイルに記録をされたときに、当該電子入札に参加した者に到達したものとする。

(最低制限価格を設けてする落札者の決定)

第31条 令第167条の10第2項の規定に基づいて落札者を決定することができる契約は、予定価格が130万円を超える工事又は製造その他についての請負の契約とする。

(最低制限価格の決定方法)

第32条 前条に規定する契約について最低制限価格を設ける場合は、当該請負の予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して、当該請負ごとに適正に定めなければならない。

2 前項の規定により最低制限価格を定めた場合は、予定価格調書にその価格を記載しなければならない。

3 前項の規定は、入札前に最低制限価格を公表する場合には、適用しない。

(入札経過調書)

第33条 市長は、開札をした場合においては、入札の経過を明らかにした入札経過調書を作成し、当該入札に係る入札書その他の書類とともに保存しなければならない。

(再度公告入札の公告期間)

第34条 市長は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合で、さらに入札に付そうとするときは、第8条に規定する公告の期間を5日まで短縮することができる。

第3章 指名競争入札

(参加資格)

第35条 市長は、指名競争入札に付そうとするときは、契約の金額及び種類に応じ、市長が別に定める入札参加資格を有する者以外の者を入札に参加させてはならない。

2 市長は、定期に契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定め、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について公示しなければならない。

(資格審査登録名簿)

第36条 市長は、前条の規定に従い、指名競争入札に参加しようとする者の申請により、別に定める等級区分に従い、業者の審査及び等級を区分し、指名業者登録名簿を作成するものとする。

2 市長は、必要があると認めるとき又は申請者に特別の事業があると認めるときは、前条の手續に準じて随時に資格の審査を行い、資格者の名簿の追加を行うことができる。

(指名基準)

第37条 市長は、契約の公正かつ有利な締結及び履行を図るために必要があると認めるときは、入札者の指名の基準について別に定めるものとする。

(入札者の指名)

第38条 指名競争入札に付するとき、契約の種類及び金額に応じて指名業者登録名簿に登録された者の中から前条の指名の基準に従って、なるべく5者以上指名しなければならない。

(入札事項の通知)

第39条 入札者を決定したときは、第10条第1項第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項をその入札期日(電子入札にあっては、入札期間の初日)の前日から起算して5日前までに当該入札者に通知する。ただし、特別の事情のある場合は、その期間を短縮することができる。

2 電子入札(公有財産売却システムによる入札を除く。)における前項の通知は、当該通知の情報を市の電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行うものとする。この場合において、当該情報がその指名する者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときに、当該通知が到達したものとする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第40条 第6条第3項及び第4項、第9条並びに第11条から第33条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

第4章 随意契約

(随意契約の限度額)

第41条 令第167条の2第1項第1号の規定に基づき随意契約によることができる契約は、次に掲げる額以下の額の予定価格の契約とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円

(6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

(随意契約の手続)

第41条の2 令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による規則で定める手続は、次のとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を決定する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準、申請方法等を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

(予定価格の決定)

第42条 随意契約によろうとするときは、あらかじめ第20条の規定に準じ、予定価格を定めなければならない。この場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格調書の作成を省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公法人又は公益法人と契約をしようとするとき。
- (2) 法令等により価格が定められているとき。
- (3) 価格が表示され、かつ、一定しているとき。
- (4) 1件の予定価格が40万円以下の工事、製造その他の請負契約をしようとするとき。
- (5) 1件の予定価格が10万円以下の物品を購入しようとするとき。
- (6) 前2号のほか1件の予定価格が30万円以下の契約をしようとするとき。
- (7) 災害その他特別の事由により、特定の価格によらなければ契約することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。

(見積書の徴取)

第43条 随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2者以上の者から見積書(見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を徴さなければならない。

(見積書徴取の省略)

第44条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公法人又は公益法人と契約を締結しようとするとき。
- (2) 法令等により価格が定められているものについて契約をしようとするとき。

- (3) 価格が表示され、かつ、一定しているものについて契約をしようとするとき。
- (4) 1 件の予定価格が 4 0 万円以下の工事、製造その他の請負契約を締結しようとするとき。
- (5) 1 件の予定価格が 1 0 万円以下の物品を購入しようとするとき。
- (6) 前 2 号のほか 1 件の予定価格が 3 0 万円以下の契約を締結しようとするとき。
- (7) 見積書を徴取できない特別の理由があるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、見積書を必要としないものと認められるとき。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第 4 5 条 第 9 条の規定は、随意契約の場合に準用する。

第 5 章 せり売り

(せり売り)

第 4 6 条 市長は、せり売りに付そうとするときは、一般競争入札の例により処理しなければならない。

第 6 章 契約の締結

(翌年度以降にわたる契約)

第 4 7 条 契約は、年度内に履行を終わるものでなければ締結することができない。ただし、歳入に属する契約及び次に掲げる契約については、この限りでない。

- (1) 継続費、繰越明許費、事故繰越し及び債務負担行為に属するもの
- (2) 法第 2 3 4 条の 3 の規定による長期継続契約に係るもの

(長期継続契約を締結することができる契約)

第 4 7 条の 2 京丹後市長期継続契約とする契約を定める条例(平成 1 7 年京丹後市条例第 2 6 号。以下次条において「長期継続契約条例」という。)第 3 号に規定する規則で定める契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 試験研究その他の業務の用に供する機器(これに付随して使用する機器を含む。以下「業務用機器」という。)の借入れに関する契約
- (2) 自動車の借入れに関する契約
- (3) 医療用その他の業務の用に供する被服又は寝具の借入れに関する契約
- (4) 事務用機器又は業務用機器の保守管理業務の委託に関する契約
- (5) 電子計算機処理に係るプログラムの保守管理業務の委託に関する契約

- (6) 学校、保育所、病院、駅舎、廃棄物処理施設その他の市が管理する施設(これに付随する機械設備等を含む。)の保守管理業務の委託に関する契約
- (7) 庁舎、学校、保育所、病院、駅舎、廃棄物処理施設その他の市が管理する施設(これに付随する機械設備等を含む。)の警備業務の委託に関する契約
- (8) 複写サービスの提供を受ける契約
- (9) 徴収又は収納に係る事務の委託に関する契約
- (10) 検体検査その他の診療関係業務の委託に関する契約
- (11) 受付案内業務の委託に関する契約
- (12) 給食業務の委託に関する契約
- (13) 乗車券類販売業務の委託に関する契約
- (14) 庁舎間文書交換便運搬業務の委託に関する契約
- (15) 火葬執行及び霊きゅう 柩 車運行業務の委託に関する契約
- (16) 一般廃棄物収集運搬業務の委託に関する契約
- (17) 自動車運行業務の委託に関する契約
- (18) 情報配信業務の委託に関する契約

(契約期間)

第47条の3 長期継続契約条例で規定する長期継続契約を締結することができる契約の契約期間は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えることができないものとする。

- (1) 長期継続契約条例第1号の契約 5年
- (2) 長期継続契約条例第2号の契約 3年
- (3) 長期継続契約条例第3号の契約
 - ア 前条第1号から第5号まで、第8号、第16号及び第18号の契約 5年
 - イ 前条第7号の契約で機械警備業務に関する契約 5年
 - ウ 前条第6号、第7号(イに掲げるものを除く。)、第9号から第15号まで及び第17号の契約 3年

(契約書の作成)

第48条 市長は、競争入札等により契約者が決定したときは、遅滞なく契約書を作成しなければならない。

2 前項の契約書を作成する場合において、当該契約者が遠隔地にあるときその他必要がある場合は、まず、その者に契約書の案を送付して記名押印させ、その返付を受けてこれに

記名押印するものとする。

- 3 市長は、前項の規定による契約書の記名押印を完了したときは、当該契約書の1通を当該契約者に交付するものとする。

(契約書の記載事項)

第49条 契約書には、当該契約の目的、契約金額、履行期限又は期間及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (3) 監督及び検査の方法及び時期
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (5) 危険負担
- (6) かし担保責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) その他必要な事項

- 2 工事又は製造の請負に係る契約書には、工事費等内訳明細書、工程表、図面、設計書及び仕様書の添付がなければならない。ただし、市長が契約の性質その他特別の事由によりその添付の必要がないと認めるときは、その添付を省略することができる。

(契約書作成の省略)

第50条 第48条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 工事、製造その他の請負契約(委託契約を除く。)で、契約金額が130万円以下の契約を締結するとき。
- (2) 物品購入契約で、契約金額が80万円以下の契約を締結するとき。
- (3) 委託契約で、契約金額が50万円以下の契約を締結するとき。
- (4) 前3号に規定する契約以外の契約で、契約金額が50万円以下の契約を締結するとき。
- (5) せり売りに付するとき。
- (6) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (7) 国、地方公共団体その他公法人又は公益法人と契約をするとき。
- (8) 単価契約をもって契約済の契約をするとき。

- (9) 前各号に掲げるもののほか、随意契約について市長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

(請書等の徴取)

第51条 市長は、前条の規定により契約書の作成を省略する場合においては、契約の適正な履行を確保するため、契約内容を明らかにした請書、公文書その他これらに準ずる書面を徴さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約代金の総額が30万円未満のものについては、これを省略することができる。

(契約保証金)

第52条 市長は、契約者に契約金額の100分の10に相当する額以上の額の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、公有財産売却システムに係る入札の場合は、入札保証金をもって充当することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約者から委託をうけた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約者が第5条又は第35条の規定に基づく適正な参加資格を有する者で、過去2年間に市若しくは他の地方公共団体又は国(公社、公団を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであって、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき、延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国、地方公共団体その他公法人又は公益法人と契約を締結するとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に契約保証金を納めさせる必要がないと認めるとき。

(契約保証金に代わる担保等)

第53条 第13条から第18条まで及び第27条の規定は、契約保証金について準用する。

この場合において、第 13 条中「入札保証保険契約」とあるのは「履行保証保険契約」と、第 18 条中「契約締結前」とあるのは「契約上の義務履行前」とそれぞれ読み替えるものとする。

- 2 前項において準用する第 14 条に定めるもののほか、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証は、契約保証金の納付に代えることができる担保とする。

(契約保証金等の還付)

- 第 54 条 契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、工事若しくは給付の完了の確認又は検査後、これを還付するものとする。ただし、財産の売払いに係る契約において納付した契約保証金については、当該契約者の同意を得て、売払代金の一部に充当することができる。

(仮契約)

- 第 55 条 市長は、京丹後市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 16 年京丹後市条例第 77 号)の規定により議会の議決を必要とする契約については、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した契約書により、仮契約を締結しなければならない。
- 2 市長は、仮契約を締結した事案について議会の議決を得たときは、遅滞なくその旨を契約者に通知しなければならない。

第 7 章 契約の履行

第 1 節 通則

(前払金)

- 第 56 条 公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 1 項に規定する公共工事については、当該公共工事に係る契約者に対して、契約金額の 3 割(土木建築に関する工事(地方自治法施行規則(昭和 22 年内務省令第 29 号)附則第 3 条第 1 項に規定する土木建築に関する工事をいう。以下次条において同じ。))については、4 割)を超えない範囲内で、令附則第 7 条の規定により前金払をすることができる。
- 2 契約者は、前項の規定に基づく前払金を受けようとするときは、当該前払金に係る請求書に保証事業会社の保証書を添えて提出しなければならない。
- 3 前金払をした後に、設計変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、その増減額が著しいため、前払金の額が不相当と認められるに至ったときは、当該変更後の

金額に応じて前払金を追加払し、又は返還させることができる。

4 前払金の支払を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支払った前払金を返還させるものとする。

- (1) 保証事業会社との間の保証契約が解除されたとき。
- (2) 市との間の工事請負契約が解除されたとき。
- (3) 前払金を当該前払金に係る工事に必要な経費以外の経費の支出に充てたとき。

(中間前金払)

第56条の2 前条第1項の規定により前金払をした土木建築に関する工事については、当該工事に係る契約者に対して、契約金額の2割を超えない範囲内で、令附則第7条の規定により、既にした前金払に追加してする前金払(以下本条において「中間前金払」という。)を行うことができる。ただし、中間前払金及び前払金の合計額は、契約金額の6割を超えてはならないものとする。

2 前条第2項から第4項までの規定は、中間前金払について準用する。この場合において、同条第2項から第4項までの規定中「前払金」とあるのは、「中間前払金」と読み替えるものとする。

(部分払)

第57条 契約金額、履行期間その他の事情により、当該金額の全部が履行される前にその代金の一部を支払う必要があるときは、次の各号に掲げる契約の区分ごとに当該各号に定める額について部分払をすることができる。

- (1) 工事、製造その他の請負契約 既済部分の代価に相当する額の10分の9に相当する額。ただし、当該既済部分を他の部分から切り離して引渡しを受けることができる場合にあっては、その代価に相当する額
- (2) 物品の購入契約 既済部分の代価に相当する額

2 第56条及び前条の規定により前金払又は中間前金払をした工事について、前項の規定により部分払をするときは、同項の規定により支払うべき金額から、前払金及び中間前払金の合計額に契約金額に対する既済部分の代価の割合を乗じて得た額を控除して支払うものとする。

(持込材料に対する支払)

第58条 工期が3月を超え、市長が特に認める請負契約に係る持込材料に対し、検査に合格したときは、その代価の10分の7に相当する額以内の額の支払をすることができる。

2 前項の持込材料の代価は、契約内訳書その他により市長が認定する。

(部分払の回数)

第59条 第57条の規定により部分払をする場合は、次の各号に掲げる契約の区分ごとに当該各号に定める回数により行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 契約金額が3千万円以上1億円未満の契約 1回以内
- (2) 契約金額が1億円以上4億円未満の契約 2回以内
- (3) 契約金額が4億円以上の契約 3回以内

2 前条の持込材料に対する代価の支払回数は、3回以内とする。

第2節 監督及び検査

(履行の監督)

第60条 市長は、契約の適正な履行を確保するため、自ら又は職員に命じ、若しくは令第167条の15第4項の規定により職員以外の者に委託して、必要な監督をしなければならない。

2 前項の規定により監督を行う者(以下「監督員」という。)は、契約に係る設計図書等に基づき、契約の履行に立ち会って工程の管理、履行中途における試験又は検査を行う等の方法により監督し、契約者に必要な指示をしなければならない。

3 監督員業務の詳細及びその他必要な事項は、市長が別に定める。

(検査)

第61条 市長又は市長から検査を命ぜられた職員(以下「検査員」という。)は、工事、製造、物件の買入れその他の請負契約についてその工事又は給付が完了したときは、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じて当該契約に係る監督員の立会いを求め、当該工事又は給付の内容について検査を行わなければならない。

2 前項の場合においては、必要に応じて破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うものとする。

3 検査員は、第1項の規定による検査の実施に当たっては、相手方契約者又はその代理人の立会いを求めなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものの検査の実施に当たっては、相手方契約者又はその代理人の申出により、欠席のまま検査を行うことができる。ただし、この場合においては、検査結果に対する相手方契約者又はその代理人の異議申し立ては認めない。

- (1) 契約の目的が役務の提供のみで、その成果が目視できないもの

(2) 契約の目的物が、書留その他配達記録が残る方法により給付されるもの

5 検査員は、前4項の規定による検査を完了したときは、次条に定める場合を除くほか、検査調書を作成し、市長に提出しなければならない。この場合において、工事又は給付の内容が契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を付さなければならない。

6 前項の規定による検査調書に基づかなければ、契約代金の支払をしてはならない。

7 検査員業務の詳細及びその他必要な事項は、市長が別に定める。

(検査調書作成の省略)

第61条の2 第51条第2項の規定により請書、公文書その他これらに準ずる書面の徴取を省略した場合は、前条第5項の規定にかかわらず、検査調書の作成を省略することができる。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 工事等の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うもの

(2) 検査を行った結果、その工事又は給付が当該契約の内容に適合しないものであるとき。

(監督又は検査を委託して行った場合の確認)

第62条 市長は、令第167条の15第4項の規定により職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、当該監督又は検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書面を作成しなければならない。

2 前項の委託に係る契約の代金は、同項の書面に基づかなければ支払をしてはならない。

第8章 事務手続

(契約締結の請求)

第63条 課長は、その所管する事業の執行に関し、1件の契約予定額(単価による契約にあつては、契約予定単価に予定数量を乗じて得た金額。以下同じ。)が第41条各号に定める金額を超える売買、賃借、請負その他の契約の締結が必要であるときは、所定の様式でこれを契約事務担当課長に請求しなければならない。ただし、契約事務担当課長が必要ないと認めるときは、請求しないことができる。

2 前項ただし書の契約をしようとするときは、あらかじめ契約事務担当課長の合議を経なければならない。

(課において行う契約)

第64条 課の所掌に係る事項に関する契約のうち、次に掲げる契約に関する事務は、当該

事務の専決権者の決裁を受けて、課において行うものとする。

(1) 1件の契約予定額が第41条各号に定める金額以下の契約

(2) 前号に掲げるもののほか、契約事務担当課長が当該課において契約することが適当と認めた契約

(請求期限)

第65条 契約締結の請求は、当該年度の2月末日までとする。ただし、第47条ただし書の規定による契約及び契約事務担当課長が当該年度中に契約の履行が完了すると認めるものについては、この限りでない。

(請求書返戻)

第66条 契約事務担当課長は、当該請求が前条前段の期日内であっても、第47条ただし書の規定による契約を除き、年度内に契約の履行完了の見込みがないと認めるものについては、当該請求書に契約締結不能の旨を明記して請求元に返戻しなければならない。ただし、法令に特別の定めのある場合は、この限りでない。

(請求書類の整備)

第67条 課長は、第63条の規定により契約の締結を請求する場合は、その事務処理に必要な期間を考慮の上、契約の履行の期限又は期間を明示するとともに、起工書、設計書、内訳書、図書等の必要書類を添え、契約履行上の疑義のないよう努めなければならない。

(特殊物件の指定)

第68条 契約の締結を請求する場合は、特殊の物件で1種類を指定する必要があるときは、詳細な指定理由書を添付しなければならない。ただし、その理由が明白なものについては、請求書に記載することができる。

(契約締結の制限)

第69条 契約事務担当課長は、請求元から示された金額を超えた金額の契約を締結することはできない。

2 契約事務担当課長は、契約の金額が請求元から示された金額を超えることが予想されるときは、速やかに請求元に対してその旨を通知し、適宜の措置を求めなければならない。

(契約締結の通知)

第70条 契約事務担当課長は、契約を締結したときは、直ちに所定の様式により当該契約の関係書類を添えて請求元に通知しなければならない。

(契約の解除及び変更の手続)

第71条 課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、関係書類を添えて契約事務担当

課長に通知しなければならない。

- (1) 契約者より納期又は工期の延長の願い出のあったとき。
- (2) 市の都合により契約の全部若しくは一部の解除又は減価採用その他の内容変更又は履行の中止をする必要があるとき。
- (3) 契約者の契約違反により契約解除の必要があると認めるとき。
- (4) 契約者が契約の履行に当たり令第167条の4第2項各号に掲げる行為があると認めるとき。
- (5) 監督又は検査について疑義があるとき。

2 契約事務担当課長は、前項の通知を受けてその事項について処理したときは、直ちに当該課長にその処理した内容を通知しなければならない。

第9章 雑則

(契約解除等の通告)

第72条 契約の解除及び保証金の没収は、書面によってこれを行うものとする。

2 前項の場合において、契約者がその書面の受領を拒み、又はその住所、居所若しくは所在地がともに知れないときは、書面の送付に代えて官報その他の方法によって公告するものとする。

(契約事務の記録整理)

第73条 契約事務担当課長又は課長は、契約事務を処理するため、別に定める契約台帳を備え、契約事務に関する一切の事項を記録整理しておかなければならない。

(入札及び契約に係る情報公開)

第74条 契約事務担当課長は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)に基づく毎年度の発注見通しの公表、入札・契約に係る情報の公表、不正行為等に対する措置、施工体制の適正化に関する指導及び適正化指針に基づく諸施策の推進を図らなければならない。

(その他)

第75条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の峰山町財務規則(平成9年峰山町規則第2号)、大宮町財務規則(昭和39年大宮町規則第1号)、網野町財務規則(昭和40年網野町規則第4号)、丹後町財務規則(平成12年丹後町規則第1号)、弥栄町財務規則(昭和41年弥栄町規則第1号)若しくは久美浜町財務規則(平成7年久美浜町規則第7号)又は解散前の峰山・大宮公共下水道組合財務規則(平成6年峰山・大宮公共下水道組合規則第5号)、竹野郡塵芥処理組合財務規則(昭和59年竹野郡塵芥処理組合規則第5号)若しくは丹後広域消防組合財務規則(平成元年丹後広域消防組合規則第1号)の規定に基づいてなされた契約に関する事務のうち、この規則施行の際引き続き継続しているものについては、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年2月3日規則第1号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月27日規則第23号)

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成18年3月30日規則第16号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月7日規則第3号)

この規則は、平成19年3月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日規則第33号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年2月27日規則第1号)

この規則は、平成21年3月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日規則第21号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月18日規則第11号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月18日規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の京丹後市契約規則第47条の2及び第47条の3の規定は、平成23年4月1日以降に締結する契約から適用し、同日前までに締結した契約については、

なお従前の例による。

附 則(平成24年8月8日規則第25号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年8月8日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の京丹後市契約規則第47条の2及び第47条の3の規定は、平成24年9月1日以後に締結する契約から適用し、同日前までに締結した契約については、なお従前の例による。

附 則(平成24年12月28日規則第31号)

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則(平成26年10月15日規則第39号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の京丹後市契約規則第47条の3の規定は、平成26年11月1日以後に締結する契約から適用し、同日前までに締結した契約については、なお従前の例による。

附 則(平成28年1月26日規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則中第56条及び第56条の2の規定は、平成28年4月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第56条及び第56条の2の規定は、平成28年4月1日以後に締結する契約から適用し、同日前までに締結した契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年度3月31日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。